富山県建設工事検査監察要領

検　第　　１１　号
平成１８年３月２９日
出納事務局長通知

第1章　総則

（目的）

第１条　この要領は、富山県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る請負契約の適正な履行を確保するため、完成検査、出来形検査及び中間検査（以下「検査」と総称する。）並び　に工事監察に関し、地方自治法、同法施行令、富山県会計規則、富山県建設工事標準請負契約約　款、その他法令、規則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　本庁契約工事　本庁（教育委員会及び警察本部を含む。以下同じ。）で契約する工事をいう。

⑵　出先契約工事　出先機関（教育委員会の出先機関及び教育機関並びに警察署を含む。以下同じ。）で契約する工事をいう。

⑶　事業主管課長　事業を所管する本庁の室課長をいう。

⑷　所長　出先機関の長及び土木センター土木事務所（以下「土木事務所」という。）の所長をいう。

⑸　完成検査　次に掲げるものをいう。

ア　工事の完成を確認する行為

イ　部分引渡しを受ける場合において、引渡しを受ける部分の完成を確認する行為

⑹　出来形検査　次に掲げるものをいう。

ア　部分払を行うための出来形を確認する行為

イ　賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときの出来形を確認する行為

ウ　天災その他の不可抗力により損害を受けた場合の損害額を確認する行為

エ　契約の解除を行った場合の出来形を確認する行為

オ　受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができないときの損害額を確認する行為

⑺　中間検査　次に掲げるものをいう。

ア　設計図書に指定した箇所及び監督員があらかじめ指示した箇所に係る工事施工途中に行う出来形、品質等を確認する行為

イ　部分使用をする箇所に係る工事施工途中に行う出来形、品質等を確認する行為

ウ　その他、事業主管課長又は所長（以下「事業主管課長等」という。）が、必要があると認める事項を確認する行為

⑻　検査員　検査を行う職員で次に掲げるものをいう。

ア　検査室の工事検査員

イ　事業主管課長が命ずる主任以上の職員

ウ　管理検査課を設ける出先機関にあっては、当該出先機関の工事検査員若しくは所長が命ずる次長又は管理検査課の主任以上の職員（同一時期に多数の検査が集中するとき又はその他特別の理由があるときは、所長が命ずる主任以上の職員）、管理検査課を設けない出先機関にあっては、所長が命ずる主任以上の職員

⑼　検査結果処置検討委員会　検査において、検査員が修補の必要があると認めた工事について、当該工事の修補の処置を協議する組織をいう。

⑽　工事監察　工事の適正な施工を図るため、工事施工途中における工程管理、品質管理、安全管理、下請状況等に係る監督員及び受注者に対する指導等をいう。

（11）監察員　工事監察を行う職員で次に掲げるものをいう。

ア　検査室の工事検査員

イ　事業主管課長が命ずる主任以上の職員

ウ　管理検査課を設ける出先機関にあっては、当該出先機関の工事検査員若しくは所長が命ずる次長又は管理検査課の主任以上の職員、管理検査課を設けない出先機関にあっては、所長が命ずる主任以上の職員

第２章　検査

（検査の実施区分）

第３条　検査は、検査の種類及び検査員の所属ごとに、検査対象工事を別表第１のとおり区分して行うものとする。

２　出納局長又は検査室長は、必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず検査室の工事検査員に検査を行わせることができるものとする。

３　前項の検査は、あらかじめ事業主管課長等に通知して行うものとする。

（検査の命令）

第４条　検査室長、事業主管課長等（以下「検査命令者」と総称する。）は、その所属する検査員（当該工事の設計、積算、監督の業務に従事していない者に限る。）に検査を命ずるものとする。

２　完成検査は、小規模な工事を除き、原則として当該工事の中間検査及び出来形検査を行った検査員以外の検査員に命ずるものとする。

（検査の命令の時期）

第５条　検査を命ずる時期は、次の各号に定めるとおりとする。

⑴　完成検査

ア　工事完成届の提出があったとき

イ　部分引渡しを受ける場合において、指定部分の工事完成届の提出があったとき

⑵　出来形検査

ア　部分払金申請書の提出があったとき

イ　賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときにおいて、請負代金額の変更の申請があったとき若しくは事業主管課長等が必要があると認めたとき

ウ　天災その他の不可抗力により損害を受けた場合において、受注者から事業主管課長等にその事実の通知があったとき

エ　契約を解除したとき
オ　受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができないときにおいて、受注者に対して損害金の支払いを請求するとき
⑶　中間検査
ア　受注者から工事中間検査申出書の提出があったとき
イ　部分使用をすることについて、受注者の同意を得たとき
ウ　その他事業主管課長等が必要があると認めたとき

（検査の技術基準）
第６条　検査員が検査を行うにあたって必要な技術基準は、別に定める富山県工事検査技術基準並びにその他検査に必要な法令及び基準によるものとする。

（検査の立会い）
第７条　検査は、監督員、受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。ただし、第２条第６号エ及びオに規定する検査を行う場合において、当該工事の前払金を支払っているときは、保証事業会社その他の必要な者の立会いを求めるものとする。

（検査の復命等）
第８条　検査員は、検査結果に検査内訳書（様式第58号）等を添付し、検査復命書（様式第17号の1、様式第17号の2、様式第19号、様式第21号の1、様式第21号の2、様式第21号の3、様式第21号の4、様式第99号の1又は様式第99号の2）により速やかに検査命令者に復命するものとする。
２　検査員は、検査結果通知書（様式第18号、様式第20号、様式第22号の1、様式第22号の2、様式第100号の1又は様式第100号の2）により検査の結果を受注者に通知するものとする。なお、検査員が検査室のものにあっては、工事を監督する事業主管課長等を経由して受注者に通知するものとする。

（工事の修補）
第９条　検査員は、検査において、修補の必要があると認める工事については、検査結果処置検討委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いて、修補の程度に応じて必要な処置を行うものとする。この場合、検査員は検査結果処置検討委員会開催請求書（様式第 93 号）により委員会の開催を求めるものとする。
２　完成検査及び中間検査において、当該工事が不合格の場合にあっては、事業主管課長等は、検査員から検査不合格の復命、又は通知書の写しの送付を受けたときは、受注者に工事修補請求書（様式第95号）を送付し、修補工事工法協議書（様式第96号）を提出させるものとする。
３　修補工事工法協議書の承認は、次の区分により行うものとする。
⑴　本庁契約工事
ア　所長が監督する工事にあっては、所長は、修補工事工法協議書及び修補工事工法副申書（様式第97号の1）を事業主管課長に提出するものとし、事業主管課長は、修補工事工法が適当であると認めたときは、修補工事工法承認通知書（様式第97号の2及び様式第97号の3）を所長及び受注者に送付するものとする。

イ　事業主管課長が監督する工事にあっては、事業主管課長は、修補工事工法が適当であると認めたときは、修補工事工法承認通知書（様式第97号の2）を受注者に送付するものとする。

⑵　出先契約工事

所長は、修補工事工法が適当であると認めたときは、修補工事工法承認通知書（様式第97号の2）を受注者に送付するものとする。

４　当該工事の修補が軽易な場合にあっては、第1項の規定に関わらず、検査員は工事修補指示書（様式第101号）により受注者に修補を指示することができるものとする。この場合、受注者から工事修補承諾書（様式第102号の1）を提出させるものとする。

５　検査室の工事検査員が、前項の指示をしたときは、事業主管課長等にその指示書の写しを送付するものとする。

（修補工事に係る完了検査等）

第10条　検査命令者は、完成検査の修補工事完了届（様式第98号）が提出されたときは、原則として当該工事の完成検査を行った検査員に、修補工事の完了に係る検査(以下「完了検査」という。)を行うよう命ずるものとする。

２　検査命令者は、中間検査の修補工事完了届（様式第98号）が提出されたときは、原則として当該中間検査を行った検査員に、再度の中間検査を行うよう命ずるものとする。

３　軽易な修補に係る修補工事完了届（様式第102号の2）が提出されたときは、当該検査を行った検査員が修補工事の完了の確認（以下「完了確認」という。）を行うものとする。ただし、検査員は、必要に応じ、事業主管課長等に、修補工事完了確認依頼書（様式第103号）により完了確認を依頼することができるものとする。

４　前項ただし書の規定により完了確認の依頼を受けた事業主管課長等は、完了確認後、修補工事完了確認報告書（様式第104号）を検査員に提出しなければならない。

５　前４項の完了検査、再度の中間検査又は完了確認は、修補工事完了届（様式第98号又は様式102号の2）が提出された日から14日以内に行うものとし、この場合、第６条から第８条までの規定を準用するものとする。

（工事成績の評定）

第11条　検査員は、完成検査を実施したときは、別に定める富山県請負工事成績評定要領により、工事成績を評定するものとする。

第３章　工事監察

（工事監察の対象工事）

第12条　工事監察は、検査室長、事業主管課長又は出先機関の長（以下「工事監察命令者」と総称する。）が必要と認めた工事について行うものとする。

（工事監察の実施区分）

第13条　工事監察は、工事の種類及び監察員の所属ごとに、工事監察対象工事を別表第２のとおり区分して行うものとする。

２　出納局長又は検査室長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず検査室の工事検査員に工事監察を行わせることができるものとする。

３　前項の工事監察を行うときは、あらかじめ事業主管課長等に通知するものとする。

（工事監察の命令）

第14条　工事監察命令者は、その所属する監察員に工事監察を工事監察命令書（様式第92号）により命ずるものとする。

（工事監察の命令の時期）

第15条　工事監察を命ずる時期は、工事監察命令者が必要と認めたときとする。

（監察員の業務）

第16条　監察員は、監督員及び受注者に対して、次に掲げる項目について指示、指導等を行うとともに、工事の施工状況を評価するものとする。

⑴　工程管理
⑵　出来形管理
⑶　品質管理
⑷　環境対策
⑸　安全管理
⑹　下請状況
⑺　その他技術管理上必要な事項

（工事監察の立会い）

第17条　工事監察は、監督員、受注者又は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の立会いのもとに行うものとする。

（工事監察の復命等）

第18条　監察員は、工事監察の結果を工事監察復命書（様式第23号）により、速やかに工事監察命令者に復命するものとする。

２　監察員は、工事監察の結果を工事監察結果通知書（様式第24号の1及び様式第24号の2）により、工事を監督する事業主管課長等及び受注者に通知するものとする。なお、監察員が検査室のものにあっては、受注者へは事業主管課長等を経由して通知するものとする。

第4章　雑則

（その他）

第19条　この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、出納局長が別に定めるものとする。

（附則）

１　この要領は平成31年1月4日から施行する。

（参考）

［制定、改正の経緯］

⑴　平成９年４月１日　富山県建設工事検査監察要領を制定

（平成９年４月１日の組織機構改革で出納事務局に検査室が新設される。これに伴い従来からの農地林務工事検査要領及び、農地林務監察要領並びに土木部建設工事検査監察要領の廃止）

⑵　平成１０年４月１日　全面改正

第４条　検査命令　第１項中のかっこ書き及び第２項の追加

第８条　検査復命書への検査内訳書、検査状況写真の添付を追加

第９条　工事の修補規定の大幅見直し（検査結果処置検討委員会の設置など）

⑶　平成１１年４月１日　一部改正

第１０条　修補規定の出来形、中間検査への拡大を追加

第１８条　工事監察結果の請負者への通知を追加

⑷　平成１３年４月１日　全面改正（字句等を訂正し、手引書に編集）

⑸　平成１４年１月１５日　一部改正

第１１条第２項　請負者への工事成績の通知を追加

⑹　平成１４年１０月１日　一部改正

土木事務所の再編に伴う改正

⑺　平成 16 年４月１日　一部改正

富山県請負工事成績通知要領の制定により、工事成績通知条項を削除

⑻　平成 17 年４月１日　一部改正

第８条第１項　検査内訳表の様式を改正

⑼　平成１８年４月１日　全面改正　（様式の追加、様式の明記及び字句等を訂正）

⑽平成19年４月１日　一部改正

（出納事務局の組織機構の見直しに伴い、「出納事務局長を」を「出納局長」に変更）

⑾平成20年４月１日　一部改正

別表第１（第３条関係）、別表第２（第13条関係）の改正

⑿平成24年４月１日　一部改正

富山県建設工事標準請負契約約款の改正に伴い、「請負者」を「受注者」に変更

⒀平成 29 年４月１日　一部改正

第５条第３項に、修補に係る再度の中間検査の規定を追加

また検査（監察）員が検査室のものの、受注者への通知方法の記載内容を変更

⒁平成 31 年１月４日　一部改正

様式 23 号及び様式 24 号の１で、「下請負届」を「施工体制台帳等（写し）の提出」に変更

⒂令和７年２月１日　一部改正

第８条　検査復命書への検査状況写真の添付を廃止

別表第１　（第３条関係）

検査の種類		検査員の所属		
		検査室	事業主管課	出先機関
土木工事	完成検査	１件１千万円以上の工事（出先契約工事で１件５千万円未満のものを除く。）	１件１千万円未満の工事（本庁契約工事に限る。）	出先契約工事で１件５千万円未満のもの
	出来形検査	１件５億円以上の工事	１件５億円未満の工事（本庁において監督する工事に限る。）	１件５億円未満の工事
	中間検査		本庁契約工事（本庁において監督する工事に限る。）	左記以外の工事
営繕工事	完成検査	１件250万円を超える工事	１件250万円以下の工事（本庁契約工事に限る。）	１件250万円以下の工事（出先契約工事に限る。）
	出来形検査	１件２億円以上の工事	１件２億円未満の工事（本庁において監督する工事に限る。）	１件２億円未満の工事
	中間検査		本庁契約工事（本庁において監督する工事に限る。）	左記以外の工事

土木事務所長が命ずる工事は、１件500万円未満の検査（営繕工事の1件250万円を超える完成検査を除く）とする。
金額は、契約金額とする。

別表第２　（第１３条関係）

工事の種類	監察員の所属		
	検査室	事業主管課	出先機関
土木工事	１件１千万円以上の工事（出先契約工事で１件５千万円未満のものを除く。）	１件１千万円未満の工事（本庁契約工事に限る。）	出先契約工事で１件５千万円未満のもの
営繕工事	１件250万円を超える工事	１件250万円以下の工事（本庁契約工事に限る。）	１件250万円以下の工事（出先契約工事に限る。）

土木センターは、土木事務所での契約工事も含めて行うものとする。
金額は、契約金額とする。

様式第１７号の１

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

中間検査復命書（第　回）

下記工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

工事番号				
工事名	工　事			
工事場所	地　内			
設計金額（請負対象額）	円	請負代金額	円	
工　期	年　月　日　から　　年　月　日　まで			
受注者				
立会者	監督側		受注側	
検査年月日	年　月　日			
検査内訳				
意　見	設計図書に基づき検査をした結果、　　と認める。			

様式第１７号の２

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

中間検査復命書（第　回）

下記工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

工事番号				
工事名	工　事			
工事場所	地　内			
設計額（請負対象額）	円	請負代金額	円	
工期	年　月　日　から　年　月　日　まで			
受注者				
立会者	監督側		受注側	
中間検査年月日	年　月　日			
修補工事完了年月日	年　月　日	完了確認年月日	年　月　日	
検査内訳				
意見	設計図書に基づき検査をした結果、合格と認める。			

様式第１８号

平成　年　　月　　日

〒

代表者　　殿

富山県知事　　印

中間検査結果通知書

下記工事について、中間検査をした結果、　　と認める。

記

1　工　事　名

（工 事 番 号　　）

2　工 事 場 所　　地内

3　検査年月日

4　検 査 内 訳

5　特 記 事 項

様式第１９号

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

出来形検査復命書（第　回）

下記工事について、別添資料のとおり出来形を検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工 事 番 号	
工　事　名	工　事		
工 事 場 所	地　内		
設 計 金 額 （請負対象額）	円	請負代金額	円
契約年月日	年　　月　　日		
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
受　注　者	商号　　代表者名		
検査年月日	年　　月　　日		
出来高設計額 （出来高請負対象額）	円	出来高率	％
意　　見	設計図書に基づき検査をした結果、本書のとおりの出来形を合格と認める。		

様式第２０号

〒
代表者　　殿

年　　月　　日

富山県知事　　印

出来形検査結果通知書

下記工事について、出来形検査をした結果、　　と認める。

記

１　工　事　名

（工 事 番 号　　）

２　工 事 場 所

地内

３　検査年月日

４　出　来　高

出来高歩合　　％

５　特 記 事 項

様式第２１号の１

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

完　成　検　査　復　命　書

下記工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工 事 番 号	
工　事　名	工　事		
工 事 場 所	地　内		
設 計 額 (請負対象額)	円	請負代金額	円
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
受　注　者	商号　　代表者名		
完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
意　　見	設計図書に基づき検査をした結果、　　と認める。		

様式第２１号の２

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

指定部分に係る完成検査復命書

下記の指定部分に係る工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工事番号	
工事名	工　事		
工事場所	地　内		
全体設計額 (請負対象額)	円	全体請負 代金額	円
指定部分に係る 設計額	円		
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
受注者	商号　　代表者名		
指定部分に係る 完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
意　　見	設計図書に基づき検査をした結果、　　と認める。		

様式第２１号の３

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

完　成　検　査　復　命　書

下記工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工 事 番 号	
工　事　名	工　事		
工 事 場 所	地　内		
設 計 額 (請負対象額)	円	請負代金額	円
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
受　注　者	商号　　代表者名		
完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
修 補 工 事 完了年月日	年　　月　　日	完 了 確 認 年　月　日	年　　月　　日 年　　月　　日
意　　見	設計図書に基づき検査をした結果、　　と認める。		

様式第２１号の４

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

指定部分に係る完成検査復命書

下記の指定部分に係る工事について、別添資料のとおり検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工事番号	
工事名	工　事		
工事場所	地　内		
全体設計額 (請負対象額)	円	全体請負 代金額	円
指定部分に係る 設計額	円		
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期			
受注者	商号　　代表者名		
指定部分に係る 完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
修補工事 完了年月日	年　　月　　日	完了確認 年　月　日	年　　月　　日
意　　見	設計図書に基づき検査をした結果、合格と認める。		

様式第２２号の１

年　　月　　日

〒

代表者　　殿

富山県知事　　印

完 成 検 査 結 果 通 知 書

下記工事について、完成検査をした結果、　　と認める。

記

１　工事名

（ 工事番号　　）

２　工事場所

地内

３　不合格部分

４　特 記 事 項

様式第２２号の２

年　　月　　日

〒

代表者　　殿

富山県知事　　印

指定部分に係る完成検査結果通知書

下記の指定部分に係る工事について、完成検査をした結果、　　と認める。

記

１　工事名

（ 工事番号　　）

２　工事場所

地内

３　指定部分

４　不合格部分

５　特 記 事 項

様式第２３号

年　　月　　日

工 事 監 察 復 命 書

富山県知事　　殿

所　属

監察員　　印

下記工事について 平成　年　月　日監察したので別紙のとおり 関係者 に通知してよいか伺います。

記

事務所名		工事番号			
工事名	工　事				
工事場所	地　内				
受注者					
請負代金額	円				
工　期	年　月　日　から	進捗率	計　画	%	
	年　月　日　まで		実　施	%	
工事概要		立会者	監督側	監　督　員	
				そ　の　他	
			受注者側	現場代理人	
				主任技術者	
				そ　の　他	

調査項目	評価 良	評価 普通	評価 要指導	記事
工程管理				
出来形管理				
品質管理				
環境対策				
安全管理				

下請負状況	下請負施工	有　無	
	施工体制台帳等(写し)の提出	有　無	
その他必要事項			

様式第２４号の１

年　　月　　日

工 事 監 察 結 果 通 知 書

殿

所　属
監察員　　印

下記工事について 平成　年　月　日 監察したところ次のとおりでした。

記

<table>
<tr><td>事務所名</td><td colspan="3"></td><td>工事番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>工事名</td><td colspan="6">工　事</td></tr>
<tr><td>工事場所</td><td colspan="6">地　内</td></tr>
<tr><td>受注者</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>請負代金額</td><td colspan="6">円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工　期</td><td colspan="2">年　月　日　から</td><td rowspan="2">進捗率</td><td>計　画</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td colspan="2">年　月　日　まで</td><td>実　施</td><td colspan="2">%</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事概要</td><td colspan="2" rowspan="5"></td><td rowspan="5">立会者</td><td rowspan="2">監督側</td><td>監　督　員</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">受注者側</td><td>現場代理人</td><td></td></tr>
<tr><td>主任技術者</td><td></td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td></td></tr>
</table>

調査項目	評価			記事
	良	普通	要指導	
工程管理				
出来形管理				
品質管理				
環境対策				
安全管理				
下請負状況	下請負施工		有　無	
	施工体制台帳等(写し)の提出		有　無	
その他必要事項				

様式第２４号の２

〒

代表者　　殿

年　　月　　日

出納局　検査室長
出先機関所長　　印

工事監察結果通知書

下記工事について、 平成　　年　　月　　日　　監察したので通知する。

記

１　工　事　名

（工 事 番 号　　）

２　工 事 場 所　　地内

３　工　　期　平成　年　月 日　～　平成　年　月　日

４　監 察 結 果

様式５８号

検　査　内　訳　書

出来形				
工種	種別	検査方法	検査内容	判定
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否

品質				
工種	種別	検査方法	検査内容	判定
		実測・写真・その他（　）		適・否
		実測・写真・その他（　）		適・否

出来ばえ			
出来ばえ	目視・写真・その他（　）		適・否

その他			
検査項目	検査方法	検査内容	判定
施工体制	資料・写真・その他（　）		適 不適 指導
施工状況	資料・写真・その他（　）		適 不適 指導

検査の立会者		
発注者	監督員	
受注者	現場代理人	
	主任（監理）技術者	

様式第９２号

工　事　監　察　命　令　書

NO

命令者			回議	事務所名	工事番号	工　事　名	場　所		請負代金額	受　注　者	工　期	受　命　者			監察
受命月日	検査室長	検査室次長	工事検査班長				市町村	大字			年　月　日から 年　月　日まで	所属	職	氏　名	月日

様式第９３号

年　　月　　日

検査結果処置検討委員会委員長　殿

所属
検査員氏名　　印

検査結果処置検討委員会開催請求書

次の工事について、修補の必要があると認められるので、検査結果処置検討委員会を開催されるよう請求します。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	監督員氏名	
受注者名			
現場代理人		主任(監理)技術者名	
修補の必要があると認められる事項			

様式第９４号

年　　月　　日

検　査　員　　殿

所属
検査結果処置検討委員会
委員長　　印

検査結果処置検討委員会報告書

修補の必要があると認められるため下記の工事について、検査結果処置検討委員会において協議をした結果、次のとおり報告します。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	監督員氏名	
受注者名			
現場代理人		主任(監理)技術者名	
修補の必要があると認められる事項		処　置　方　法	

様式第９５号

番　　号
年　　月　　日

受　注　者　　殿

富山県知事　　印

工事修補請求書

次の工事について下記のとおり修補を請求する。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修補期限	年　月　日	監督員氏名	
修補事項			

様式第９６号

年　　月　　日

富山県知事

受注者　住所
氏名　　印

修補工事工法協議書

検査の結果、不合格となった下記の工事について、案のとおり修補工法を決定してよいか協議します。

記

工事名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修補期限	年　月　日	監督員氏名	
検査員の指摘内容	別紙検査結果（不合格）通知書のとおり		

案

（修補工法）別紙のとおり

様式第９７号の１

番　　号
年　　月　　日

部　　長　殿

所　　長　　印

修補工事工法の承認について（副申）

検査の結果、不合格となった下記の工事について、案のとおり修補工法を承認くださるよう副申します。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修補期限	年　月　日	監督員氏名	
検査員の指摘内容	別紙検査結果（不合格）通知書のとおり		

案

（修補工法）別紙のとおり

様式第９７号の２

番　　号
年　　月　　日

受　注　者　　殿

富山県知事　　印

修補工事工法の承認について

検査の結果、不合格となった下記の工事について、案のとおり修補工法を承認したので通知します。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修補期限	年　月　日	監督員氏名	

案

（修補工法）別紙のとおり

様式第９７号の３

番　　号
年　　月　　日

所　　長　殿

部　　長

修補工事工法の承認について（通知）

検査の結果、不合格となった下記の工事について、案のとおり修補工法を承認したので通知する。

記

工　事　名			
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内		
請負代金額	円	工　　期	年　月　日から 年　月　日まで
検査年月日	年　月　日	検査員氏名	
修補期限	年　月　日	監督員氏名	
検査員の指摘内容	別紙検査結果（不合格）通知書のとおり		

案

（修補工法）別紙のとおり

様式第９８号

年　　月　　日

富山県知事　殿

受注者　住所
氏名　　印

修補工事完了届

下記のとおり、修補工事が完了しましたのでお届けします。

記

工　事　名	
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内
修補期限	年　　月　　日

修　補　事　項	処　置　事　項

様式第９９号の１

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

完 了 検 査 復 命 書

完成検査の結果、不合格となった下記工事について、別途資料のとおり完了検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工 事 番 号	
工　事　名	工　事		
工 事 場 所	地　内		
設 計 額 (請負対象額)		請　　負 代 金 額	円
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期	年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで		
受　注　者	商号　　代表者名		
完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
修　補　工　事 完 了 年 月 日	年　　月　　日	完 了 検 査 年　月　日	年　　月　　日
意　　見	修補工事工法承認通知書に基づき完了検査をした結果、　　と認める。		

様式第９９号の２

平成　年度	開示　部分開　非開示	分類番号	保存期間　永　１０　５
決裁　　年　　月　　日		施行	知事印

年　　月　　日

富山県知事　　殿

所　属

検査員　　印

指定部分に係る完了検査復命書

指定部分に係る完成検査の結果、不合格となった下記工事について、別添資料のとおり完了検査したので、別紙のとおり受注者に通知してよいか伺います。

記

所　　属		工事番号	
工事名	工　事		
工事場所	地　内		
全体設計額 (請負対象額)	円	請負代金額	円
指定部分に係る設計額	円		
契約年月日	年　　月　　日	着工年月日	年　　月　　日
工　　期			
受注者	商号　　代表者名		
指定部分に係る完成年月日	年　　月　　日	検査年月日	年　　月　　日
修補工事完了年月日	年　　月　　日	完了検査年月日	年　　月　　日
意　　見	修補工事工法承認通知書に基づき完了検査をした結果、　　と認める。		

様式第１００号の１

年　　月　　日

〒

代表者　　殿

富山県知事　　印

完 了 検 査 結 果 通 知 書

完成検査の結果、不合格となった下記工事について、完了検査をした結果、　　と認める。

記

１　工事名

（ 工事番号　　）

２　工事場所

地内

３　不合格部分

４　特 記 事 項

様式第１００号の２

年　　月　　日

〒

代表者　　殿

富山県知事　　印

指定部分に係る完了検査結果通知書

指定部分に係る完成検査の結果、不合格となった下記工事について、完了検査をした結果、　　と認める。

記

１　工事名

（　工事番号　　）

２　工事場所

地内

３　指定部分

４　不合格部分

５　特 記 事 項

様式第１０１号

年　　月　　日

受　注　者　殿

検査員　　印

工事修補指示書

検査の結果、下記の事項について、修補を指示する。

工　事　名

指　示　事　項

完成年月日	年　　月　　日
検査年月日	年　　月　　日
修補期限	年　　月　　日

様式第１０２号の１

年　　月　　日

検　査　員　殿

受　注　者　　印

工事修補承諾書

検査の結果、修補の指示があった下記の事項について、修補を承諾します。

工　事　名

指　示　事　項	
修補期限	年　　月　　日

様式第１０２号の２

年　　月　　日

検　査　員　殿

受注者　住所
氏名　　印

修補工事完了届

下記のとおり、修補工事が完了しましたのでお届けします。

記

工　事　名	
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内
修補期限	年　　月　　日

修　補　事　項	処　置　事　項

様式第１０３号

年　　月　　日

所　長　　殿

所属
検査員氏名　　印

修補工事完了確認依頼書

下記のとおり、修補工事の完了確認を依頼します。

記

工　事　名		
工事場所	市　　町 郡　　村　　地内	
修補期限	年　　月　　日	
修　補　事　項		処　置　事　項

様式第１０４号

年　　月　　日

検　査　員　　殿

所　長　　印

修補工事完了確認報告書

下記のとおり、修補工事の完了を確認いたしましたので報告します。

記

工　事　名	
工事場所	市　　町 地内 郡　　村
修補期限	年　　月　　日

修　補　事　項	処　置　事　項

富山県建設工事検査監察要領の運用等について

１　運用について（農林・土木共通）

（１）　富山県建設工事検査監察要領（平成２４年３月２２日付検第５号）第３条第２項及び第１３条第２項の運用について下記のとおり改正する。

記

富山県建設工事検査監察要領第３条第２項中及び第１３条第２項中の「必要があると認めるとき」については、概ね次の工事を対象とし、工事概要及び施工内容等を総合的に勘案して選定することとする。

対象工事	工事例
施工の難度が高い工事（Ⅰ）	新工法及び特殊工法を採用した工事 地盤改良工事 場所打杭及び深礎杭工事 自然条件が厳しい工事
施設の重要度が高い工事（Ⅱ）	高品質及び高性能を要求する工事 他の重要な施設と密接に関連する工事
不可視部分が多い工事（Ⅲ）	薬液注入工事 推進工事 浚渫工事 抑止アンカー工事 補強土留工事
その他の工事（Ⅳ）①	大規模な変更を行った工事
②	予算の繰越を行った工事
③	特定プロジェクトに係る工事
④	重大な災害が発生した工事
⑤	工程が遅れている工事
⑥	特に技術指導を必要とする工事
⑦	総合評価方式の工事（簡易型Ｂタイプを除く）
⑧	低入札価格工事
⑨	安全管理体制の強化点検が必要な工事
⑩	下請負率が大きい工事
⑪	過去２年で評定点が低かった受注者の工事

（２）　富山県建設工事検査監察要領（平成１１年３月３１日付検第７号。以下「要領」という。）の運用については、下記のとおり定める。

記

第４条第２項関係（平成１０年３月３０日付通知）

「小規模な工事」とは、１件２，５００万円未満の工事をいう。

第９条第４項関係（平成２０年３月２６日付一部改正通知）

「修補が軽易な場合」とは、概ね目的物の機能や品質が確保されている工事で、その修補に要する期間が検査の日から修補の手続き期間、土、日、祝祭日及び気象状況等により作業不可能な日数を除き、１４日以内に完了するものをいう。

第４条第２項関係（平成１１年９月９日付改正通知）

「完成検査は、小規模な工事を除き、原則として・・・（中略）・・・以外の検査員に命ずるものとする。」としているが、仮設足場等が撤去されると、完成検査時に大部分の、あるいは主要部分の実施検査ができなくなるような場合（例えば、流水中の橋脚工事や長大法面工事など）、撤去前に中間検査等を実施した検査員が完成検査も実施できるものとする。

２　事務の取扱について

月別検査予定表の提出

検査を希望する月の前月の２０日までに、次により検査予定表を提出するものとする。
なお、提出後に日程等の変更が生じたときは、すみやかに検査員（予定者）と連絡調整を行うものとする。

①　工事検査監察要領第３条第１項及び第３項により検査室が行う工事の検査にあっては、所長から検査室長へ提出する。
②　管理検査課長を置く出先機関における前記以外の工事にあっては、担当課長から管理検査課長へ提出する。

検査結果処置検討委員会設置要領

検　第 11 号
平成10年3月30日
出納事務局通知

（目　的）

第１条　この要領は、富山県建設工事検査監察要領（平成10年３月25日付検第９号。以下「検査監察要領」という。）第２条第９号に定める検査結果処置検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関して、必要な事項を定める。

（設　置）

第２条　検討委員会は、当該工事を監督する事業主管課、出先機関又は土木センター土木事務所（以下「関係機関」という。）にそれぞれ設置する。

（所掌事務）

第３条　検討委員会は、検査監察要領第９条第１項の工事の処置について協議し、その結果を検査結果処置検討委員会報告書（様式第９４号）により検査員に通知する。

（組　織）

第４条　検討委員会は、別表の関係機関の職員をもって組織する。

（職　務）

第５条　委員長は、検討委員会を主宰する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

（招　集）

第６条　検討委員会の招集は、検査員から開催の請求があったときに直ちに委員長が行う。

（検査員の出席）

第７条　検査員は、検討委員会に出席し、検査の結果及び補修の必要性等について説明し、意見を述べるものとする。

（意見の聴取）

第８条　委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等から意見を聴くことができるものとする。

（庶　務）

第９条　検討委員会の庶務は、それぞれの関係機関において処理する。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（附　則）

この要領は、平成10年４月１日から施行する。

（附　則）

この要領の一部改正は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

（附　則）
この要領の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。
（附　則）
この要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。
（附　則）
この要領の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。
（附　則）
この要領の一部改正は、令和６年4月1日から施行する。

（別表）

農林水産部

区　分	事業主管課が監督する工事	出先機関が監督する工事
委 員 長	事業主管課長	出先機関の長
副委員長	事業主管課主幹（技術）又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者
委　　員	農林水産企画課長 農村整備課主幹（技術） 事業主管課課長補佐（技術） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者

土 木 部

区　分	事業主管課が監督する工事	出先機関等が監督する工事	
委 員 長	事業主管課長	出先機関の長	土木センター土木事務所長
副委員長	事業主管課主幹（技術）又は委員長が指名する者	次長（技術）又は委員長が指名する者	所長代理（技術）又は委員長が指名する者
委　　員	管理課長 建設技術企画課長 事業主管課課長補佐（技術） その他委員長が指名する者	次長（事務） 管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者	所長代理（事務） 所管土木センターの管理検査課長 工事担当課長 その他委員長が指名する者

その他の部局

区　分	事業主管課が監督する工事	出先機関が監督する工事
委 員 長	事業主管課長	出先機関の長
副委員長	委員長が指名する者	委員長が指名する者
委　　員	委員長が指名する者	委員長が指名する者

工事検査連絡会議設置要領

検　第　11　号
平成10年3月30日
出納事務局長通知

（目　的）
第１条　県が発注する公共工事に係る検査業務等の適正な執行を図るため、検査技術、検査方法や建設業者の施工水準等の情報交換を行う工事検査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設ける。

（設　置）
第２条　工事検査連絡会議は、出納局検査室に設置する。

（所掌事務）
第３条　連絡会議は、次の事務を所掌する。
(1) 検査技術、検査方法等の情報交換に関すること。
(2) 建設業者の施工水準等の情報交換に関すること。
(3) 検査員の資質の向上に関すること。
(4) 検査の技術基準に関すること。
(5) 検査業務量の把握に関すること。
(6) その他

（組　織）
第４条　連絡会議は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
２　座長は、検査室長をもって充てる。
３　副座長は、検査室課長（工事検査担当）をもって充てる。
４　委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

（職　務）
第５条　座長は、連絡会議を主宰する。
２　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（召　集）
第６条　連絡会議は、必要に応じて座長が召集する。

（部　会）
第７条　連絡会議に、次の部会を置く。
(1) 農林水産部会
(2) 土木部会

(3) 建築・設備部会

２　部会は、連絡会議に付すべき事項について、検討及び情報収集するものとする。

３　部会員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

（庶　務）

第８条　連絡会議の庶務は、出納局検査室において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附　則

この要領は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成14年10月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成29年５月１日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、平成30年７月９日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和３年１月21日から施行する。

附　則

この要領の一部改正は、令和６年４月１日から施行する。

別　表

1　委　員

(1)　検　査　室　：　室長、課長（工事検査担当）

(2)　農林水産部　：　次長(技術)、農林水産企画課長、農村整備課長

(3)　土　木　部　：　次長(技術)、管理課長、建設技術企画課長、営繕課長

(4)　出先機関　　：　次長(技術)、管理検査課長
土木センター土木事務所長代理（技術）、富山新港管理局長、
伏木港事務所長、富山港事務所長

(5)　企業局(オブザーバ)　：　電気課主幹

2　部会員

(1)　農林水産部会　：検査室農林担当工事検査員、農林水産企画課経理係長、農村整備課主幹（技術）及び技術管理係長、各センターの管理検査課長及び課員、小矢部川ダム管理事務所所長代理

(2)　土木部会　　：検査室土木担当工事検査員、建設技術企画課主幹（技術）、管理課入札・契約係長、各センターの管理検査課長及び課員、管理検査課のない事務所の工務課長及び副主幹
(オブザーバ)企業局水道課課長補佐

(3)　建築･設備部会　：検査室建築設備担当工事検査員
営繕課　主幹又は課長補佐（技術）、各係長
建築住宅課　各係長（技術）
管財課　代表（技術）
高岡土木センター下水道課　代表（技術）
警察本部会計課　管理官（技術）、調査官（技術）
(オブザーバ)企業局電気課　課長補佐